



セカンドオピニオン

ハウス食品グループ本社株式会社

2024年11月15日

ソーシャルローン・フレームワーク

サステナブルファイナンス本部
担当アナリスト：森安 圭介

格付投資情報センター(R&I)はハウス食品グループ本社のソーシャルローン・フレームワーク(2024年11月策定)が、以下の原則・ガイドラインに適合していることを確認した。

なお、今回のソーシャルローンの借入人は米国子会社を統括する持株会社であるハウスフーズホールディングUSA社(HFUSA社)となる予定。

ソーシャルローン原則(2023、LMA等)
ソーシャルボンドガイドライン(2021、金融庁)

■資金使途

事業区分	対象プロジェクト	対象となる人々
食料の安全保障と持続可能な食料システム	HFUSA社によるキーストーンナチュラルホールディングス社(キーストーン社)の持分取得	欧米で健康リスクを抱える人々 栄養不足等で悩む世界の貧困層

1. ハウス食品グループ本社の概要

- ハウス食品グループ本社は、ハウス食品、ハウスギャバン、ハウスウェルネスフーズ、HFUSA社、ハウス食品(中国)投資社、ハウスオソサファフーズ社、壱番屋等によって構成されるハウス食品グループの持株会社。東京及び大阪の2拠点に本社を置き、日本及び北米、東アジア、東南アジア地域を中心に、祖業より培った「スパイス系VC(バリューチェーン)」を主力として、「機能性素材系VC」「大豆系VC」「付加価値野菜系VC」の4系列VCで事業を展開している。

2. 調達資金の使途

調達資金の使途として示された対象プロジェクトは、対象となる人々に対し、明確な社会的効果をもたらす。調達資金の使途は適切である。

(1) 対象プロジェクト・対象となる人々

- HFUSA社は、大豆系VCの更なる成長に向けた戦略的パートナーとして、キーストーンナチュラルホールディングス社(キーストーン社)を2022年に買収した。キーストーン社は米国およびカナダで豆腐及び肉代替製

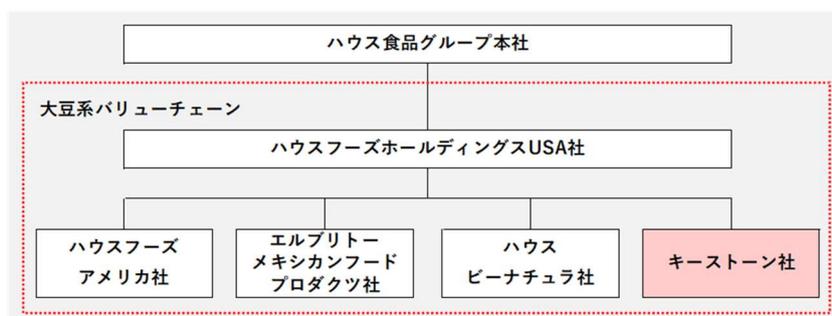
品などの製造販売を行っており、1983年から米国で大豆関連製品の事業を展開するハウス食品グループとのシナジーにより米系市場への展開を加速していくほか、欧州など世界規模での顧客接点拡大をめざしている。

- 本フレームワークに基づいて調達される資金は、HFUSA 社によるキーストーン社持分の取得に係る手元資金のリファイナンスに充当される予定。事業がより一層成長することにより、健康リスクを抱える人々が豆腐や植物性由来食品(Plant-Based Food¹、以下 PBF)等を摂取するようになることで、食生活改善や未病対策に寄与すると考えられる。PBF 製品が欧米をはじめ世界で広がることにより、中長期的には貧困層を中心とした栄養不足の改善にもつながることが期待される。対象プロジェクトは、欧米で健康リスクを抱える人々、栄養不足等で悩む世界の貧困層を対象となる人々とし、ソーシャルローン原則に例示されている「食料の安全保障と持続可能な食料システム」に該当するといえる。

■キーストーン社について

キーストーン社は、米国ペンシルベニア州に本拠を置き、米国、カナダにおける豆腐及び肉代替製品などの PBF 製品の製造販売を行っている企業。プラントベースハンバーガー等プラントベースミート製品を主力製品として、3 ブランドでそれぞれ展開を行っている。“to build an Authentic, Health-Conscious, and Innovative food platform on a national scale”をビジョンに掲げ、主に米国、カナダの人々の健康に貢献してきた。

名称	Keystone Natural Holdings, LLC (キーストーンナチュラルホールディングス)	所在地	米国・ペンシルベニア州
設立	2016 年	事業内容	豆腐及び PBF 製品の製造販売



[出所:ハウス食品グループソーシャルローン・フレームワーク]



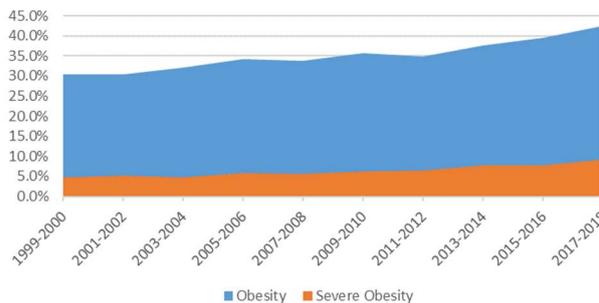
[出所:キーストーン社ウェブサイト]

¹ 植物由来の原材料を使用し、畜産物や水産物に似せて作られる食品。大豆や小麦などを使用することで、肉・魚・乳製品といった動物性原材料を代替する。

(2) 社会的効果

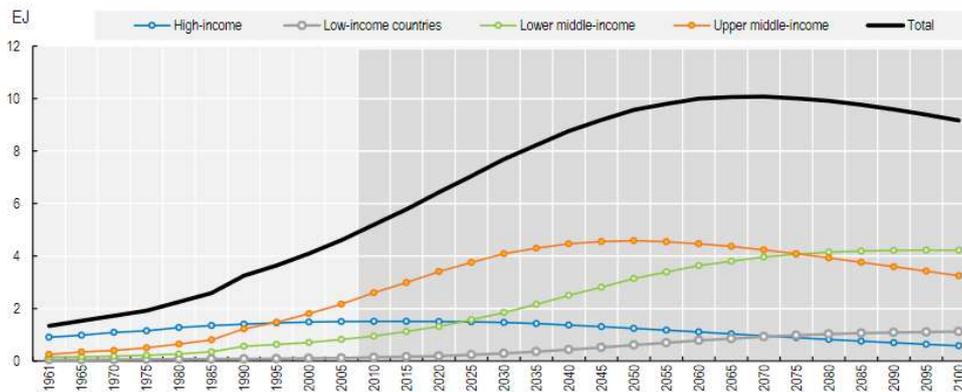
- 米国保健福祉省(HHS)や米国農務省(USDA)の Dietary Guidelines for Americans 2020~2025 によると、米国では成人の約 74%、未成年の約 40%が過体重(Overweight)または肥満(Obesity)の状態にあるとされている。また、疾病予防管理センター(CDC)のデータによると成人の 35%以上が肥満である州が全米 22 州に拡大していることを発表している。

米国の肥満割合



- 肥満の要因は様々であるが、Dietary Guidelines for Americans 2020~2025 で示されている栄養摂取状況によると、動物性たんぱく質が推奨摂取量を上回り、塩分や糖分も取りすぎの傾向にある一方で、野菜類が摂取不足の状況であることが分かっている。また、国際連合食糧農業機関(FAO)によると、2021 年の北米及び欧州の人々が 3,540kcal/day のカロリーを摂取しているとの調査結果が出ており、これは 1 日に必要なエネルギー摂取量を男女ともに上回っている²。このように偏った食生活に加えて摂取カロリーの割に運動が不足していること等も重なり、上記グラフ³が示す通り米国では肥満の割合が増加傾向にあり、医療費の増大も招いていることから、肥満問題は米国が抱える社会問題のひとつとなっている。
- また、世界の中長期的な人口増加や中所得国の増加等に連れて食肉需要は大きく伸び、早ければ 2030 年頃までに、タンパク質の需要と供給のバランスが崩れる「タンパク質危機(global protein crisis)」が訪れる可能性が指摘されている。OECD-FAO の Agricultural Outlook 2023-2032 においても、足許の食糧価格上昇による影響を受けるものの、世界の一人当たり食肉需要は増加すると見込まれている。

Figure 6.3. Total animal-based food energy demand projections per region over time in EJ



Notes: The Intergovernmental Panel developed the four Special Report on Emissions Scenarios on Climate Change (IPCC). The graph shows the B2 middle-of-the-road emissions scenario, which has a balanced approach of slow economic growth, modest population growth, some technological advances, and social and environmental sustainability.

EJ (Exajoule) is an energy unit. It's equivalent to 1 EJ = 10¹⁸ Joules per year

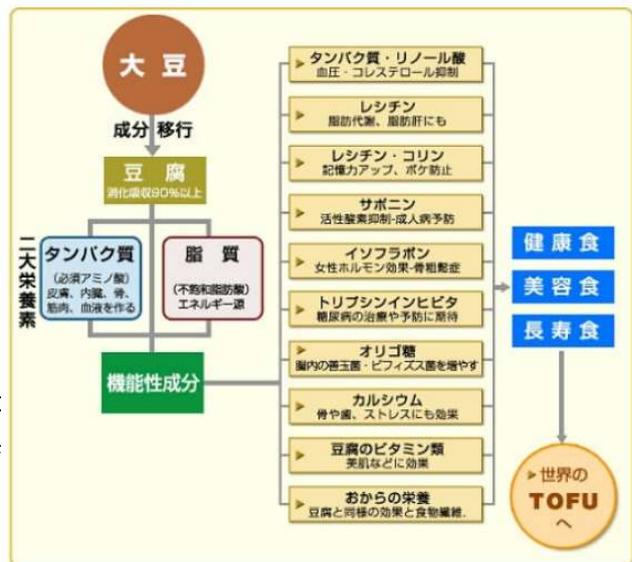
Source: Bodirsky B.L., S. Rolinski, A. Biewald, I. Weindl, A. Popp, H. Lotze-Campen (2015), "Global Food Demand Scenarios for the 21st Century", PLoS ONE, Vol.10 (11): e0139201, <https://doi.org/10.1371/journal.pone.0139201>.

[出所: OECD-FAO Agricultural Outlook 2023-2032]

² Dietary Guidelines for Americans 2020~2025 において、1 日に必要なカロリー摂取量は、女性(19~30 歳): 1,800~2,400kcal/day、男性(19~30 歳): 2,400~3,000kcal/day、女性(31~59 歳) 1,600~2,200kcal/day、男性(31~59 歳): 2,200~3,000kcal/day とされている。

³ National Center for Health Statistics, National Health and Nutrition Examination Survey, 1999-2018.のデータを基に R&I 作成。

- ハウス食品グループは「3つの責任」のうちの「社会への責任」の重要テーマに「循環型モデルの構築」を掲げ、持続可能な食品バリューチェーンの構築を通じて「人と地球の健康」への貢献をめざしている。「大豆系 VC」における TOFU をはじめとした PBF 事業は、世界の人口増加に伴う「タンパク質不足問題」のソリューションとなる可能性を有し、地球規模の環境課題や食課題の解決に寄与するものと考えている。対象プロジェクトを通じて、幅広い国・地域・年齢層の顧客へ健康的で環境負荷が少ない豆腐製品や PBF 製品の提供や販売・流通の拡大につながり、欧米で健康リスクを抱える人々の食生活改善、未病対策、中長期的には世界の人口増加によるタンパク質不足の影響を受けると考えられる世界の貧困層を地球規模での社会課題の解決に資することが期待される。また、豆腐の原材料である大豆生産を畜産と比較した場合、土地や水の使用量、温室効果ガスの排出量等の観点からみた環境負荷は低いと言われており、対象プロジェクトは間接的に持続可能な食糧生産にも寄与すると考えられる。
- 豆腐は「ヘルシー食品」として健康志向の高い人に受け入れられていたものの、コロナ禍を機に食事に気を遣う人が増えたことで一般にも浸透するようになってきている。また、肥満によって心臓病等のリスクが上昇することが認知され始めたこともあり、低カロリーで高タンパク質な豆腐が注目されている。
- 1983 年からハウスフーズアメリカ社がアメリカでの豆腐製造販売事業を開始し、現在はロサンゼルス工場とニュージャージー工場から、全米に豆腐を供給している。資金使途であるキーストーン社買収により、キーストーン社が持つ 5 拠点が加わり、大豆系 VC として計 8 か所の生産拠点を有することになる。最適な生産供給、販売体制を構築し、より多くのお客様へのサービス提供をめざす。



[出所：一般財団法人全国豆腐連合会]

<SDGs への貢献>

- ICMA の事業カテゴリーと SDGs のマッピングテーブルを参考に対象事業による SDGs への貢献を確認し、適格プロジェクトと SDGs との対応関係は以下の通りとした。

SDGs 目標	
<p>2 飢餓をゼロに</p>	<p>2.1 2030 年までに、飢えをなくし、貧しい人も、幼い子どもも、だれもが一年中安全で栄養のある食料を、十分に手に入れられるようにする</p>
<p>3 すべての人に健康と福祉を</p>	<p>3.4 2030 年までに、予防や治療をすすめ、感染症以外の病気で人々が早く命を失う割合を 3 分の 1 減らす。心の健康への対策や福祉もすすめる。</p>

<SDGs アクションプランとの整合性>

- ・ 日本政府のSDGsの達成へ向けた「SDGs アクションプラン 2023」に示された①～⑧の優先課題に関して、ソーシャルローンでの充当事業が特に以下の課題に貢献すると考えられる。

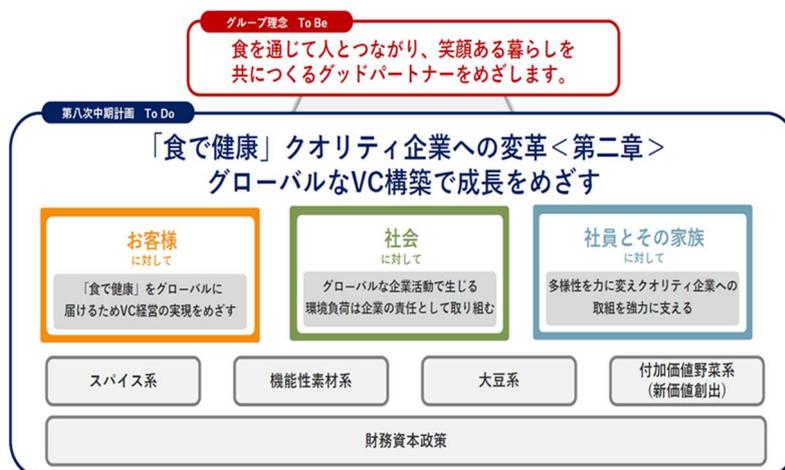
優先課題	対応するSDGsターゲット
② 健康・長寿の達成	 3 すべての人に健康と福祉を

3. プロジェクトの評価及び選定のプロセス

社会面での目標、規準、プロジェクトの評価・選定のプロセス、環境・社会リスクの特定・緩和・管理に関するプロセスが示されている。プロセスは、環境・社会に配慮したプロジェクトを選定するように定められている。評価・選定のプロセスは適切である。

(1) 社会面での目標

- ・ ハウス食品グループは、グループ理念として「食を通じて人とつながり、笑顔ある暮らしを共につくるグッドパートナーをめざします」を掲げ、第八次中期計で『「食で健康」をグローバルに届けるため VC 経営の実現をめざす』としている。4 系列 VC の一つである「大豆系 VC」では、「クリーンで機能的な価値提供により、ヘルシーでフレキシブルな食生活をサポートするグローバル PBF 企業」を長期ビジョンとし、TOFU をはじめとした PBF 事業が上述の世界の人口増加に伴う「タンパク質不足問題」や「食生活改善、未病対策」といった社会課題へのソリューションとなる可能性を有しており、地球規模の環境課題や食課題の解決に寄与すると考えている。
- ・ 本持分取得は「大豆系 VC」で掲げる長期ビジョンに合致するものであり、食を通じた「人と地球の健康」の実現に向けた取組として、第七次～第八次中期計画の重要テーマ・めざす姿と合致する。今回の対象プロジェクトにおいては、健康面、環境面での両面からみて植物性たんぱく質の重要性の認知促進、提供価値を向上させていくことが重要と捉えており、キーストーン社のグループ化により、米国豆腐事業の中長期的な成長を企図するとともに、グローバル化をより一層進め、人と地球の健康に貢献できるグッドパートナー、サステナブルな社会構築をめざす。



[出所:ハウス食品グループ本社]

(2) 評価・選定の判断を行う際のプロセス

- ・ HFUSA 社の経営企画担当部門がハウス食品グループ本社と協議のうえ適格プロジェクトを選定し、適格プロジェクトを資金用途とするソーシャルローンの調達は、ハウス食品グループ本社/HFUSA 社の取締役会で最終決定を行う組織的な決定プロセスとなっている。

(3) 環境・社会リスクの特定・緩和・管理に関するプロセス

- ・ 事業の実施にあたって、ハウス食品グループ本社及び HFUSA 社はプロジェクトの実行及び事業期間の全てにおいて環境関連法令及び当該地域との協定を順守するほか、社会倫理に適合した誠実な行動を取るために、「ハウス食品グループコンプライアンス方針」に従う。また、対象プロジェクトに関連する ESG 関連の論争が生じた場合、適切に対処し、開示する予定である。
- ・ 適格プロジェクト固有のリスクについては、デューデリジェンスの際に各種リスク項目の抽出を行い、適切な対応・手続きを実施している。なお、キーストーン社の事業において環境・社会面で特段問題がないことについて、買収にあたり第三者による評価を取得した旨、R&Iはヒアリングにて確認した。

4. 調達資金の管理

調達資金をソーシャルプロジェクトに充当するための追跡管理の方法、未充当資金の運用方法が示されている。調達資金の管理は適切である。

- ・ 本フレームワークに基づいて調達される資金は、リファイナンスとして対象プロジェクトに即時全額充当される予定である。全額が償還されるまで、HFUSA 社の財務担当部門が内部管理システムを用いて調達資金の充当状況を適切に管理のうえ、ハウス食品グループ本社に対して適宜報告する。
- ・ 未充当資金が生じた場合には、現金又は現金同等物にて適切に管理する。なお、調達資金の全額充当後、大きな変更が生じる等の重要な事象が生じた場合は適時に開示する。

5. レポーティング

開示(報告)のタイミング、方法、開示(報告)事項が示されている。社会的効果に係る指標は社会面での目標に整合している。レポーティングは適切である。

(1) 開示の概要

<資金充当レポーティング>

- ・ HFUSA 社は、本フレームワークに基づいて調達された資金が適格プロジェクトに全額充当されるまでの間、以下の項目について年次でハウス食品グループ本社のウェブサイトを通じて公表する。初回のレポーティングは、資金調達後の翌年度に公表予定。
 - プロジェクトの概要
 - 調達資金の充当状況(充当額および未充当額)
 - リファイナンスの金額または割合

＜インパクトレポーティング＞

- ・ HFUSA 社は本フレームワークに基づいて調達された資金が償還されるまでの間、ソーシャルローンを通じた社会的便益・効果等について、年次でハウス食品グループ本社のウェブサイトを通じて公表する。初回のレポーティングは、資金調達後の翌年度に公表予定。
- ・ レポーティング指標については、今後のキーストーン社との事業展開に応じて、守秘義務の範囲且つ実務上可能な範囲で以下の内容を報告する。

(2) 社会的な効果に係る指標

- ・ 社会的な効果の開示に関しては以下の内容を予定しており、社会的な目標に整合している。現時点では、製品展開や販売エリア拡大等に係る事例の開示を想定している。

レポーティング項目		
アウトプット	アウトカム	インパクト
製品展開(新製品等)	販売エリアの拡大等	すべての人のヘルシーでフレキシブルな食生活をサポートする

以上

【留意事項】

本資料に関する一切の権利・利益（著作権その他の知的財産権及びノウハウを含みます）は、特段の記載がない限り、R&Iに帰属します。R&Iの事前の書面による承諾無く、本資料の全部又は一部を使用（複製、改変、送信、頒布、譲渡、貸与、翻訳及び翻案等を含みます）することは認められません。

R&Iは、本資料及び本資料の作成に際して利用した情報について、その正確性、適時性、網羅性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、明示・黙示を問わず、何ら表明又は保証をするものではありません。

また、本資料に記載された情報の誤り、脱漏、不適切性若しくは不十分性、又はこれらの情報の使用に関連して発生する全ての損害、損失又は費用について、債務不履行、不法行為又は不当利得その他請求原因の如何やR&Iの帰責性を問わず、いかなる者に対しても何ら義務又は責任を負いません。

セカンドオピニオンは、信用格付業ではなく、金融商品取引業等に関する内閣府令第299条第1項第28号に規定される関連業務（信用格付業以外の業務であって、信用格付行為に関連する業務）です。当該業務に関しては、信用格付行為に不当な影響を及ぼさないための措置と、信用格付と誤認されることを防止するための措置が法令上要請されています。

セカンドオピニオンは、企業等が環境保全及び社会貢献等を目的とする資金調達のために策定するフレームワークについての公的機関又は民間団体等が策定する当該資金調達に関連する原則等との評価時点における適合性に対するR&Iの意見です。R&Iはセカンドオピニオンによって、適合性以外の事柄（債券発行がフレームワークに従っていること、資金調達の目的となるプロジェクトの実施状況等を含みます）について、何ら意見を表明するものではありません。また、セカンドオピニオンは資金調達の目的となるプロジェクトを実施することによる成果等を証明するものではなく、成果等について責任を負うものではありません。セカンドオピニオンは、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではなく、またそのように解されてはならないものであるとともに、投資判断や財務に関する助言を構成するものでも、特定の証券の取得、売却又は保有等を推奨するものでもありません。セカンドオピニオンは、特定の投資家のために投資の適切性について述べるものでもありません。R&Iはセカンドオピニオンを行うに際し、各投資家において、取得、売却又は保有等の対象となる各証券について自ら調査し、これを評価していただくことを前提としております。投資判断は、各投資家の自己責任の下に行われなければなりません。

R&Iがセカンドオピニオンを行うに際して用いた情報は、R&Iがその裁量により信頼できると判断したものであるものの、R&Iは、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではありません。R&Iは、セカンドオピニオン及びこれらの情報の正確性、適時性、網羅性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、明示・黙示を問わず、何ら表明又は保証をするものではありません。

R&Iは、R&Iがセカンドオピニオンを行うに際して用いた情報、セカンドオピニオンの意見の誤り、脱漏、不適切性若しくは不十分性、又はこれらの情報やセカンドオピニオンの使用に起因又は関連して発生する全ての損害、損失又は費用（損害の性質如何を問わず、直接損害、間接損害、通常損害、特別損害、結果損害、補填損害、付随損害、逸失利益、非金銭的損害その他一切の損害を含むとともに、弁護士その他の専門家の費用を含むもの）について、債務不履行、不法行為又は不当利得その他請求原因の如何やR&Iの帰責性を問わず、いかなる者に対しても何ら義務又は責任を負わないものとします。セカンドオピニオンに関する一切の権利・利益（特許権、著作権その他の知的財産権及びノウハウを含みます）は、R&Iに帰属します。R&Iの事前の書面による承諾無く、評価方法の全部又は一部を自己使用の目的を超えて使用（複製、改変、送信、頒布、譲渡、貸与、翻訳及び翻案等を含みます）し、又は使用する目的で保管することは禁止されています。

セカンドオピニオンは、原則として発行体から対価を受領して実施したものです。

R&IのR&Iグリーンボンドアセスメントは、グリーンボンドで調達された資金が、環境問題の解決に資する事業に投資される程度に対するR&Iの意見です。R&Iグリーンボンドアセスメントでは、グリーンボンドフレームワークに関してのセカンドオピニオンを付随的に提供する場合があります。対象事業の環境効果等を証明するものではなく、環境効果等について責任を負うものではありません。R&Iグリーンボンドアセスメントは、信用格付業ではなく、金融商品取引業等に関する内閣府令第299条第1項第28号に規定される関連業務（信用格付業以外の業務であって、信用格付行為に関連する業務）です。当該業務に関しては、信用格付行為に不当な影響を及ぼさないための措置と、信用格付と誤認されることを防止するための措置が法令上要請されています。

R&Iグリーンボンドアセスメントは、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではなく、またそのように解されてはならないものであるとともに、投資判断や財務に関する助言を構成するものでも、特定の証券の取得、売却又は保有等を推奨するものでもありません。R&Iグリーンボンドアセスメントは、特定の投資家のために投資の適切性について述べるものでもありません。R&IはR&Iグリーンボンドアセスメントを行うに際し、各投資家において、取得、売却又は保有等の対象となる各証券について自ら調査し、これを評価していただくことを前提としております。投資判断は、各投資家の自己責任の下に行われなければなりません。

R&IがR&Iグリーンボンドアセスメントを行うに際して用いた情報は、R&Iがその裁量により信頼できると判断したものであるものの、R&Iは、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではありません。R&Iは、これらの情報の正確性、適時性、網羅性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、明示・黙示を問わず、何ら表明又は保証をするものではありません。

R&Iは、資料・情報の不足や、その他の状況により、R&Iの判断でR&Iグリーンボンドアセスメントを保留したり、取り下げたりすることがあります。

R&Iは、R&IがR&Iグリーンボンドアセスメントを行うに際して用いた情報、R&IのR&Iグリーンボンドアセスメントその他の意見の誤り、脱漏、不適切性若しくは不十分性、又はこれらの情報やR&Iグリーンボンドアセスメントの使用、あるいはR&Iグリーンボンドアセスメントの変更・保留・取り下げ等に起因又は関連して発生する全ての損害、損失又は費用（損害の性質如何を問わず、直接損害、間接損害、通常損害、特別損害、結果損害、補填損害、付随損害、逸失利益、非金銭的損害その他一切の損害を含むとともに、弁護士その他の専門家の費用を含むもの）について、債務不履行、不法行為又は不当利得その他請求原因の如何やR&Iの帰責性を問わず、いかなる者に対しても何ら義務又は責任を負わないものとします。

R&Iグリーンボンドアセスメントは、原則として申込者から対価を受領して実施したものです。

【専門性・第三者性】

R&Iは2016年にR&Iグリーンボンドアセスメント業務を開始して以来、多数の評価実績から得られた知見を蓄積しています。2017年からICMA（国際資本市場協会）に事務局を置くグリーンボンド原則／ソーシャルボンド原則にオブザーバーとして加入しています。2018年から環境省のグリーンボンド等の発行促進体制整備支援事業の発行支援者（外部レビュー部門）に登録しています。また、2022年から経済産業省の温暖化対策促進事業におけるトランジション・ファイナンスの指定外部評価機関に採択されています。

R&Iの評価方法、評価実績等についてはR&Iのウェブサイト（<https://www.r-i.co.jp/rating/esp/index.html>）に開示しています。

R&Iは2022年12月、金融庁が公表した「ESG評価・データ提供機関に係る行動規範」（以下、「行動規範」という。）の趣旨に賛同し、これを受け入れる旨を表明しました。行動規範の6つの原則とその実践のための指針へのR&Iの対応状況についてはR&Iのウェブサイト（<https://www.r-i.co.jp/rating/products/esp/index.html>）に開示しています（以下、「対応状況の開示」という。）。

R&Iと資金提供者及び資金調達者との間に利益相反が生じると考えられる資本関係及び人的関係はありません。

なお、R&IはESGファイナンスによる資金提供あるいは資金調達を行う金融機関との間で、金融機関の顧客にR&IのESGファイナンス評価を紹介する契約を締結することがありますが、R&Iは、独立性を確保する措置を講じています。詳細は対応状況の開示をご覧ください。